## 八戸都市圏スクラム8ロゴマーク等の使用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、八戸圏域連携中枢都市圏(以下「八戸都市圏スクラム8」という。)の効果的なPRを図るため、八戸都市圏スクラム8ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴマークに関する権限)

第2条 ロゴマークに関する一切の権限は、八戸市に属する。

(使用期間)

第3条 ロゴマークの使用期間は、最長で1年間とする。

(使用の承諾)

- 第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ八戸市長の承諾を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。
  - (1) 国、地方公共団体、公共団体又は公共的団体が使用する場合
  - (2) 報道機関が報道の目的に使用する場合
  - (3) その他市長が承諾を要しないと認めた場合

(使用の申込み)

- 第5条 前条の規定による承諾(以下「使用承諾」という。)を受けようとする者は、八戸都市圏 スクラム8ロゴマーク等使用承諾申込書(別記第1号様式。以下「申込書」という。)に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ八戸市長へ提出しなければならない。その申込みの内容に変更が生じたときも、同様とする。
  - (1) 企画立案書等ロゴマークの使用内容が分かるもの
  - (2) 使用の見本又は広告の原稿等
  - (3) その他市長が必要と認める書類

(承諾の要件)

- 第6条 八戸市長は、ロゴマークを使用する事業が八戸都市圏スクラム8の活性化に寄与し、その 趣旨に沿うものであると認めるときは、使用承諾をするものとする。
- 2 八戸市長は、ロゴマークの使用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾をしないものとする。
  - (1) 個人若しくは団体のマーク又は商標として独占的に使用する場合
  - (2) 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとする場合
  - (3) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれのある場合
  - (4) 八戸市都市圏スクラム8のイメージを損なうおそれのある場合

(承諾等の通知)

第7条 八戸市長は、申込書が提出されたときは、その内容を審査し、八戸都市圏スクラム8ロゴマーク等使用承諾通知書(別記第2号様式)又は八戸都市圏スクラム8ロゴマーク等使用不承諾通知書(別記第3号様式)により、申込者に通知するものとする。この場合において、八戸市長は、必要な条件を付すことができる。

(使用方法)

第8条 前条の規定により使用承諾を受けた者(以下「使用者」という。)は、別に指定するガイドラインに従ってロゴマークを使用しなければならない。

(使用料)

第9条 ロゴマークの使用に対する料金は、無料とする。ただし、掲載及び印刷等に要する費用に ついては、使用者の負担とする。

(使用承諾の取消し等)

- 第 10 条 八戸市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承諾を取り消し、使用者に対し、 ロゴマークの使用中止、使用物件の回収等の措置を命ずることができる。
  - (1) 使用者がこの要綱に定める事項に違反した場合
  - (2) 使用者が使用承諾に付した条件に違反した場合
  - (3) 申込書の内容に虚偽のあることが判明した場合
  - (4) その他八戸市長が適当でないと認めた場合
- 2 八戸市長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告をさせ、又は調査をすることができる。

(使用承諾を受けないで使用した場合の措置)

第 11 条 八戸市長は、ロゴマークの使用承諾を受けないで使用している者又は使用しようとして いる者に対し、その使用の停止を求めるものとする。

(責任の制限)

- 第 12 条 前 2 条の規定により、ロゴマークの使用承諾を取り消し、又は使用の停止を求めた場合 に、ロゴマークを使用した者に損害が生じても、八戸市はその責めを負わない。
- 2 ロゴマークを使用した者が、ロゴマークの使用により第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、八戸市は、損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

(協賛、後援等)

- 第 13 条 八戸都市圏スクラム8の活性化に向け実施する事業においてロゴマークの使用承諾を受けようとする者は、併せて八戸都市圏スクラム8の協賛、後援等を受けることができる。この場合における手続については、第3条から前条までの規定の例による。
- 2 前項の場合において、八戸都市圏スクラム8を構成する市町村の協賛、後援等を受けようとす

る場合は、各市町村に対し個別にその手続を行うものとする。

(庶務)

第14条 ロゴマーク等の使用承諾に関する事務は、八戸市総合政策部政策推進課において処理する。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、八戸市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年3月30日から実施する。

附則

この要綱は、令和3年2月15日から実施する。